

甲事件：平成19年（行ウ）第32号

乙事件：平成20年（行ウ）第3号 設楽ダム公金支出差止等請求事件

原告 甲事件 市野和夫 外167名 乙事件 市野和夫 外7名

被告 甲事件 愛知県知事 外1名 乙事件 愛知県知事

求 釈 明 書

平成21年 月 日

名古屋地方裁判所 民事第9部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 在 間 正 史

同 弁護士 籠 橋 隆 明

頭書の事件に関し、下記の通り、釈明を求める。

記

1 求釈明事項

以下の文書の、乙号証としての任意の提出を求める。

- (1) 平成20年10月31日に、国交省中部地方整備局設楽ダム工事事務所がマスコミ発表した、「水没予定地内の豊川に生息する国の天然記念物・ネコギギを別の場所に移すための調査結果」の元となった、同調査を行った専門機関作成の同調査結果報告書。
- (2) 同事務所が、平成20年11月から平成21年4月にかけて行った100匹以上の放流実験に関し、同実験を行った専門機関作成の同実験結果報告書。

2 求釈明の理由

- (1) 国の天然記念物であり絶滅危惧種でもあるネコギギの保全に関しては、豊川に 53 ある生息淵のうち、18 淵が水没し、上流の 1 淵が影響を受けると考えられており、その計 19 淵に生息するネコギギについて、移植によって保全するという大規模な「保全」策が検討されている。
- (2) しかしながら、一般的に、移植は、移植先に移入種問題を引き起こすし、また、移植先に、制限要因があり、短期的に移植に成功したとしても、何十年かの変動で、元に戻る可能性も高いため、有効な保全策とは考えられない。レッドデータブックでは、絶滅危惧種の保全のためには、生育環境の保全が求められており、移植は要求されていない。
- (3) 環境大臣、及び、国土交通大臣が、「移植については、充分慎重に実施するとともに、事後調査を行い、移植した個体群が安定して生息していることを専門家の意見を聞く等により確認すること」と意見を付しているところである(乙35号証、乙36号証)。
- (4) ところで、国交省中部地方整備局設楽ダム工事事務所は、平成19年10月以降、養殖稚魚の放流実験を行っているが、いまだ定着にはいたっていない(甲79号証など)。そこで、なぜ、定着しないのか、各放流実験が、環境大臣らが要求するように、「充分慎重に行われた」といえるかどうか等を検証する必要がある。
- (5) そこで、各放流実験が、適切な方法、手順の元、充分慎重に行われたかどうかを検証するために、1記載の各文書について、被告らに対し、乙号証として、任意に提出するよう、釈明を求める。

以上